平成28年第2回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第7号 平成27年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について

議案第9号 福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例の専決処分について

議案第10号 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正 する条例の専決処分について

議案第7号

平成27年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益の処分について 平成27年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の利益を次のように 処分する。

1 当年度未処分利益剰余金

1, 550, 827, 176

2 利益剰余金処分額

組 入 資 本 金

487, 957, 637

減 債 積 立 金

562, 869, 539

3 翌年度繰越利益剰余金

500, 000, 000

平成28年8月29日

福岡地区水道企業団企業長 諌山 和仁

議案第9号

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成28年1月22日地方公務員災害補償法施行令の一部が改正され、同年4月1日から施行されることに鑑み、傷病補償年金等と他の法律による年金たる給付が併給される場合の調整率を改める必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を平成28年3月22日次のように専決処分した。

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和48年福企条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
 - (適用区分)
- 2 この条例による改正後の福岡地区水道企業団議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

上記について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。 平成28年8月29日

福岡地区水道企業団 企業長 諌山 和仁

議案第10号

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部 を改正する条例の専決処分について

平成28年3月28日当企業団職員の派遣元である福岡市において、福岡市職員の給与に関する条例の一部が改正され、同年4月1日から施行されることに伴い、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、当企業団においても同様の改正を行う必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を平成28年3月31日次のように専決処分した。

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部 を改正する条例

(福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 48年福企条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「管理又は監督の地位にある職員が」を「管理職員特別 勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員(以下「管理職員」という。) が」に、「代休日に、」を「代休日(次項において「週休日等」という。) に」に、「従事した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給す る」を「従事した場合に、当該管理職員に対して支給する」に改める。 第12条の2第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊 急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって 正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、当該管理職員に対して管理職 員特別勤務手当を支給する。

(福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例の一部改正)

第2条 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例(平成27年福企条例第2号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

この条例中第1条の規定は平成28年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

上記について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。 平成28年8月29日

> 福岡地区水道企業団 企業長 諌山 和仁